

GLP昭島プロジェクト に関する環境影響評価書 の縦覧などを実施予定

日程など詳しくは、「広報あきしま」3月15日号、市ホームページなどでお知らせします。
☆詳しくは、環境保全係へ。

市役所本庁舎7階の利用を休止

改修工事のため、市役所7階(ロビー、昼食スペース)は、10月31日(金)まで利用できません。
※状況により、期間を変更する場合があります。
☆詳しくは、総務係へ。

若者なんでも相談窓口を開設

学校・職場・家庭での悩み、交際相手や性に関すること、頭の中でもやもやとしていることなど、どんな相談にも応じます。

電話での相談や、友人との参加もできます(予約した方を優先)。

◇日時

* 3月7日(金)の午後1時~7時

* 3月15日(土)の午前10時~午後

4時

* 3月25日(火)の午前9時~午後5時

◇場所 アキシマエンシス校舎棟

◇対象 おおむね30歳以下の方

☆申し込みは、男女共同参画センター(アキシマエンシス校舎棟内)

☎519-5701へ。

3月10日は「東京都平和の日」

◎黙とうにご協力を

昭和20(1945)年3月10日、東京大空襲で10万人ともいわれる尊い命が失われました。

東京都では、この日を忘れず、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、3月10日を「東京都平和の日」と定めて記念式典を開催します。

この式典では、午後2時から1分間の黙とうを行います。市民の皆さんも、世界の恒久平和を願い、式典に合わせて黙とうにご協力を

お願いします。

◎平和パネル展

東京空襲の体験者が、自らの記憶をもとに描いた空襲体験画を展示します。

◇日時 3月6日(木)~11日(火)
の午前8時45分~午後8時(8日~10日は午後6時まで、11日は午後3時まで)

◇場所 アキシマエンシス国際交流教養文化棟

☆詳しくは、企画政策課へ。

高額医療・高額介護合算療養費制度 ～医療費・介護サービス費の自己負担額を更に軽減～

世帯における医療費と介護サービス費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、申請すると、超えた部分の金額についてそれぞれの制度から年単位で払い戻されます。医療費と介護サービス費のいずれかで自己負担額がない世帯の方は、対象となりません。

◇対象 令和5年8月~6年7月に、世帯における医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が下の表の限度額を超え、次いだりに該当する世帯の方

①7年3月中旬に市または東京都広域連合からお知らせが届いた②対象期間内に、加入していた医療保険に変更があった

③職場の健康保険に加入している

◇申請

*①に該当する世帯の方②お知らせに基づき市役所保険係・後期高齢者医療係で

*②に該当する世帯の方②6年7月31日現在に加入していた医療保険の窓口で

*③に該当する世帯の方②介護保険の自己負担額証明は市役所介護保険係で、療養費の請求は加入

▼高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

所得区分	合算する制度	後期高齢者医療+介護保険	国民健康保険または被用者保険+介護保険	
			70~74歳の方のみの世帯	70歳未満の方がいる世帯
現役並み所得者(上位所得者)			III (課税所得690万円以上)=212万円 II (課税所得380万円以上)=141万円 I (課税所得145万円以上)=67万円	*基礎控除後の所得901万円超=212万円 *基礎控除後の所得600万円超~901万円以下=141万円
一般所得者		56万円		*基礎控除後の所得210万円超~600万円以下=67万円 *基礎控除後の所得210万円以下=60万円
低所得者(住民税非課税世帯)		II =31万円 I =19万円	34万円	

☆詳しくは、国民健康保険制度については保険係、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療係、介護保険制度については介護保険係へ。